7月中旬に平成28年度の『国民健康保険税』『介護保険料』『後期高齢者医療保険料』の納税(付)通 知書を、納税(付)義務者に送付します。

各保険税(料)お支払い方法については次のとおりです。

■納付書または□座振替でのお支払いの場合

年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替により納付

■年金から天引きでのお支払いの場合

年額を4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6期に分け、年金から天引きで納付

■納付書または口座振替と年金からの天引きの両方でお支払いとなる場合

- ●7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌 2月の3期に分け、年金から天引きで納付
- ●4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌2月までの6期に 分け、納付書または口座振替により納付

以下の条件にすべて該当する場合は、申請により国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法を年金天 引きから口座振替に変更することができます。変更をご希望の場合は、健康保険課賦課徴収係で申請を行ってくだ さい(7月29日(金)までに手続きをされると10月の年金天引きを中止し、第3期(平成28年9月30日)分から口座 振替へ変更することが可能です)。

【納付方法の変更が可能となる条件】

- ・保険税(料)を直近2年間滞納なく確実に納付していること(やむを得ないと判断できる特別な事情がある場合を除く)
- ・金融機関で口座振替の申し込みを行っていること
- ・国保加入以前、被用者保険の被保険者であった人などこれまで保険料を源泉徴収されていた人ではないこと
- ※口座振替に変更した場合、所得税などの社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。
- ※介護保険料の納付方法は変更することができません。

に算入されますが、 間 は、 年金の受給資格期間 保険料の納付猶予 年金額

めて申請する必要はありませ 継続審査を希望された人は改 を受けていた人で、

〉問合せ先

される制度があります。 世帯主の前年所得に応じて保 または徳山年金事務所で7月 役場健康保険課 や猶予を希望される人は、 月~平成29年6月分) 険料の納付が免除または 1日から申請ができます。 平成28年度(平成28年7 平成28年6月まで全額 若年者納付猶予の承認 (⑥番窓 申請時に 0) 免除 た 町

にお問い合わせください。 お早めに手続きをしてくださ 随時受け付けていますので、 ができます。 保険料を未納のまま放置せず、 ば、遡って免除・猶予の申請 月以内に未納の期間があ また、 詳細は、 申請月から2年1 徳山年金事 過去の申請 れ 力

やすことができます。 (追納) 険料をあとから納めること であれば免除・猶予された保 は反映されません。 ができ、受給額を増 10年以内

などで保険料を納めることが

本人·配偶者·

国民年金には経済的な理

7月1日から平成28年度国民年金保険料の